

期日前投票制度

期日前投票は、投票日当日に用事などで投票所へ行くことができない人が投票日前に投票することができる制度です。

投票日に投票所に行けない理由を申し立て、その申し立てが真正であることの宣誓書を提出し投票します。投票所入場券の裏面が「宣誓書」ですので、記入して持参してください。

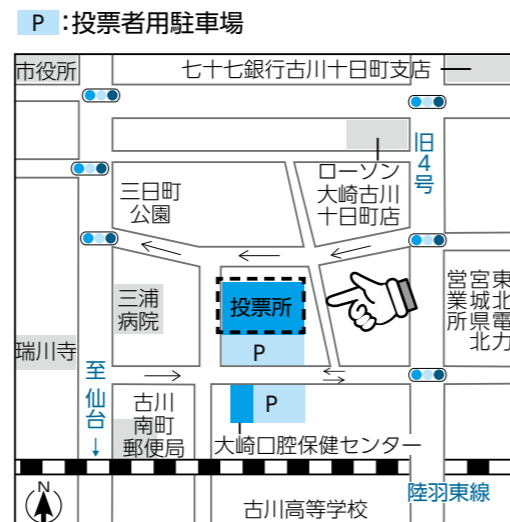
◆期日前投票所の場所と期間

期日前投票所	期間	時間
・古川保健福祉プラザ (fプラザ) 2階多目的ホール (古川三日町2-5-1)	6月23日(木) ～7月9日(土)	午前8時30分 ～午後8時
・各総合支所 大崎生涯学習センター (パレットおおさき) (古川穂波3-4-20)	7月5日(火)～ 9日(土)	午前9時～ 午後7時
鬼首基幹集落センター (鳴子温泉鬼首字原43-1)	7月7日(木)・ 8日(金)	午前8時30分 ～午後5時

※全ての期日前投票所でも投票ができますが、会場によって投票できる時間が異なりますので、注意してください。

※古川保健福祉プラザ(fプラザ)の平日午前中は、市民健診などを実施していますので、駐車場は混雑が予想されます。

◆古川保健福祉プラザ(fプラザ)周辺マップ



大切に 未来を創る その一票

第26回参議院議員通常選挙

あなたの投じる一票が、日本の明るい未来につながります。
満18歳以上の人は、棄権することなく、清く正しい一票を投じましょう。

選挙管理委員会事務局 ☎23-9124

投票日: 7月10日(日) 投票時間: 午前7時～午後7時

※鳴子温泉地域は、午前7時から午後6時までです。

投票所: 入場券に記載された投票所を確認してください。

開票の場所と開始時間

場所 古川総合体育館

開票開始 午後8時30分～

市ウェブサイト
QRコード



新型コロナウイルス感染症対策

各投票所での安全対策

各投票所では、安心して投票ができるよう、感染防止対策を徹底します

- ▶ 投票所の小まめな換気、記載台など不特定多数の人が触れる部分の小まめな消毒
- ▶ 使い捨て用鉛筆などの使用

皆さんへのお願い

投票所では、感染防止対策に協力してください。感染防止対策のため、自身の鉛筆を持参することもできます。

過去の選挙での混雑しやすい時間などを、市ウェブサイトを確認することができます。混雑する時間を避けた投票を検討してください。

- ▶ 投票所でのマスクの着用、手指の消毒
- ▶ 周りの人との適切な距離を確保し、不要な会話を控える

大崎市で投票できる人

年齢が満18歳以上(平成16年7月11日以前に生まれた人)で、大崎市に令和4年3月21日以前から居住する、大崎市の選挙人名簿に登録されている人が投票できます。
令和4年3月22日以降に大崎市に転入の届け出をした人は、前の市区町村で投票してください。

市内で転居した人

6月6日までに転居の届け出をした人は、転居先の住所で投票してください。
6月7日以降に転居の届け出をした人は、前の住所地の投票所で投票してください。

投票の種類

「選挙区選挙」と「比例代表選挙」の2つの投票を行います。初めに参議院選挙区選出議員選挙の候補者名を記入して投票します。次に、参議院比例代表選出議員選挙の名簿記載者名、または政党名を記入して投票します。

投票所入場券の発送

投票所入場券は、6月20日をめどに発送しています。届

いたら記載された内容をよく確認してください。

なお、入場券がなくても受け付けは可能です。紛失、または忘れた場合は、投票所の係員に申し出てください。

選挙公報の配布

候補者の氏名・経歴・政見などを記載した選挙公報を、7月8日(金)までに行政区長を通して各世帯に配布します。

代理投票・点字投票

体の不自由な人や字を書くことが困難な人のための「代理投票制度」や、目の不自由な人のための「点字投票制度」があります。利用したい場合は、投票所の係員に申し出てください。

不在者投票制度

投票日当日に、次のいずれかに該当する人は、不在者投票ができます。

- 出張・旅行などで大崎市以外に滞在している場合
6月23日(木)から7月9日(土)まで、滞在先の市区町村で投票ができます。希望する場合は、大崎市選挙管理委員会に、投票用紙などの必要書類を早めに請求してください。
- 病院・老人ホームなどの不在者投票指定施設に入院・入所している場合
不在者投票指定施設で投票を行う場合は、入院または入所している施設に、不在者投票を行いたい旨を申し出てください。
- 障がいのある人が郵送で投票する場合
体に重度の障がいがある人などが、郵送で投票を行う場合は、あらかじめ大崎市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受け、7月6日(水)午後5時までに、所定の様式で投票用紙などの請求をしてください。
- 新型コロナウイルス感染症のため「自宅療養」または「宿泊療養」をしている場合
投票用紙などの請求時に外出自粛要請または隔離・停留の措置に係る期間が、6月23日(木)から7月10日(日)までの間に係ると見込まれる人は、「特例郵便等投票」ができます。

7月6日(水)午後5時までに、大崎市選挙管理委員会へ投票用紙などの請求を行う必要があります。
詳しくは、問い合わせください。